

改正

令和2年3月27日条例第18号

新潟市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「一般公衆浴場」とは、一の浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。

(一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準)

第3条 一般公衆浴場の設置の場所は、既設の一般公衆浴場から300メートル以上離れた場所で行なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を使用する一般公衆浴場を業として経営する場合
- (2) 法第2条の2第1項に規定する場合のほか、既設の一般公衆浴場を承継し、業として経営する場合
- (3) 設置しようとする一般公衆浴場と既設の一般公衆浴場との間の環境、予想利用者の数その他の状況により、市長が必要があると認める場合

2 前項に規定する距離は、一般公衆浴場の本屋の外壁からの最短直線距離で測定する。

(一般公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準)

第4条 一般公衆浴場に係る法第3条第1項の措置の基準のうち、施設設備に関する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 下足場に関する基準 入浴者の履物を安全に保管する設備があること。
- (2) 脱衣室及び浴室に関する基準 次に掲げるとおりとする。
 - ア 脱衣室には、入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管する設備があること。
 - イ 脱衣室及び浴室は、男女別とし、並びに相互に、及び外部から見通すことができない構造設備であること。

ウ 脱衣室又は浴室には、ごみ箱及び使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えること。

エ 脱衣室及び浴室には、採光及び換気のための適当な窓又はこれに代わる設備があること。

オ 脱衣室又は浴室には、飲料水を供給する設備を設け、その水が飲用に適することを表示すること。

カ 浴室の床及び壁の床面から少なくとも1メートルまでの部分には、耐水性の材料を用いること。

キ 浴室には、蒸気を排除する設備があること。

ク 浴室には、入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を設け、湯又は水であることを表示すること。

ケ 浴室には、入浴者数に応じた十分な数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。

コ 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に直接接触しない構造とすること。ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造の浴槽で、給湯栓等の付近の見やすい場所に熱湯に注意すべきことを表示したものについては、この限りでない。

サ 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有するものとする。

シ 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽水が循環ろ過装置に入る前の位置に循環経路内の毛髪その他これに類するものを取り除く装置（以下「集毛器」という。）を設置すること。

ス 打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を用いる構造とすること。

セ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水中に気泡を発生させることにより空気中に微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

ソ あふれた浴槽水を回収し、再び浴用に供しない構造とすること。

(3) 便所に関する基準 入浴者用の男女別の便所を設置し、換気のための適当な窓又はこれに代わる設備及び流水式手洗い設備を設けること。

(4) 熱気室、蒸し室等及び休憩室に関する基準 次に掲げるとおりとする。

ア 熱気室、蒸し室等及び入浴者用の休憩室は、男女別とし、並びに相互に、及び外部から見通すことができない構造設備とすること。

イ 熱気室、蒸し室等には、適当な位置に換気設備を設けること。

ウ 熱気室、蒸し室等には、適当な位置に窓その他の室内を容易に見通すことができる設備を

設け、及び必要に応じて入浴者の利用しやすい場所に非常用ブザー等を設けること。

エ 熱気室、蒸し室等には、入浴者の見やすい位置に温度計を備え、及び必要に応じて湿度計を備えること。

2 一般公衆浴場に係る法第3条第1項の措置の基準のうち、衛生管理等に関する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 清掃及び消毒等に関する基準 次に掲げるとおりとする。

ア 脱衣室及び浴室の床及び壁、便所並びに脱衣室及び浴室に備える器具で入浴者が直接利用するものは、1日に1回以上清掃し、及び1か月に1回以上消毒すること。

イ 循環ろ過装置を使用していない浴槽水は、1日に1回以上完全に取り替えること。

ウ 循環ろ過装置を使用している浴槽水は、2週間に1回以上完全に取り替え、及び塩素による消毒その他の方法により消毒すること。

エ 循環ろ過装置を使用していない浴槽は、1日に1回以上清掃し、及び消毒すること。

オ 循環ろ過装置を使用している浴槽は、2週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

カ 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管を2週間に1回以上消毒し、及び1年に1回以上点検してこれに付着した生物膜その他の汚れを除去すること。

キ 循環ろ過装置を設置する場合は、2週間に1回以上これを消毒し、及びその汚れを排出すること。

ク 集毛器は、1日に1回以上清掃すること。

(2) ねずみ、昆虫等に関する基準 ねずみ、昆虫等の生息状況について1か月に1回以上点検し、及び随時これらを防除すること。

(3) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質に関する基準 次に掲げるとおりとする。

ただし、温泉を使用する原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質については、アからエまでの規定は、適用しない。

ア 濁度は、2度以下であること。

イ 色度は、5度以下であること。

ウ pH値は、5.8以上8.6以下であること。

エ 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。以下この項において同じ。）は、1リットルにつき3ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒してい

る等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

カ レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(4) 浴槽水に関する基準 次に掲げるとおりとする。

ア 浴槽水の温度は、適温に保つこと。

イ 浴槽水の水質の検査は、次に掲げるところにより行うこと。

(ア) 1日に1回以上完全に取り替える浴槽水の水質の検査は、1年に1回以上行うこと。

(イ) 循環ろ過装置を使用している浴槽水であつて、これを取り替えることなく24時間以上使用しているものの水質の検査は、6か月に1回以上行うこと。ただし、次に掲げるものは、2か月に1回以上行うこと。

a 7日を超えて使用しているもの

b 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水中に気泡を発生させることにより空気中に微小な水粒を発生させる設備を使用しているもの

ウ 浴槽水の水質の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉を使用し、又は浴用剤その他これに類するものを使用する浴槽水の水質については、(ア)及び(イ)の規定は、適用しない。

(ア) 濁度は、5度以下であること。

(イ) 有機物は、1リットルにつき8ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

(ウ) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下であること。

(エ) レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(5) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）に関する基準 貯湯槽を設置する場合は、次に掲げるところにより管理すること。

ア 貯湯槽内を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

イ 貯湯槽内の原湯は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、原湯を消毒すること。

(6) 照度及び照明に関する基準 脱衣室、浴室その他の入浴者が直接利用する場所は、十分な照度を保ち、及び白色の照明を用いること。

(7) その他の基準 次に掲げるとおりとする。

ア 禁忌症その他入浴上の注意事項、入浴料金及び営業時間を入浴者の見やすい場所に掲示すること。

イ タオル、くし、かみそりその他これらに類するものを入浴者に貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものを貸与すること。ただし、かみそりその他これに類するものについては、新しいものに限る。

ウ 善良の風俗を乱すおそれのある絵画、広告、雑誌、装飾等を置き、掲げ、又は設けないこと。

エ 第1号イからクまで、第4号イ(ア)から(ウ)まで並びに第5号ア及びイに規定する措置の状況を記録し、3年間保管すること。

(一般公衆浴場以外の公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準)

第5条 一般公衆浴場以外の公衆浴場に係る法第3条第1項の措置の基準は、前条第1項第1号、第2号ウからキまで及びサからソまで並びに第3号並びに第2項第1号ア及びカからクまで、第2号から第5号まで並びに第7号の規定を準用するほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業に係る公衆浴場に関する基準 次に掲げるとおりとする。

ア 個室には、次に掲げる設備を設けること。

(ア) 浴槽又は蒸し機等

(イ) 適当な数の湯栓及び水栓又は適当な数の湯及び水の出るシャワー

イ 個室には、適当な広さの脱衣場所を設け、及び入浴者の衣類その他の携帯品を保管する戸棚又は容器を備えること。

ウ 浴衣及び敷布類は、入浴者1人ごとに取り替え、及び清潔なものを用いること。

エ 蒸し機等には、入浴者の見やすい位置に温度計を備えること。

オ タオル、浴衣及び敷布類を保管するための戸棚を適当な場所に設けること。

カ 適当な広さの待合室を設けること。

キ 個室の床面積は、5平方メートル以上とすること。

ク 個室は、6室以上設け、個室への通路は、共用とすること。

ケ 従業員に、風紀を乱す恐れのある服装及び行為をさせないこと。

コ 個室は、その出入口から個室の内部全体を見通すことができる構造とすること。

サ 個室の出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅を0.8メートル以上、高さを1.8メートル以上とすること。

(イ) 扉等を設ける場合は、通路の床面から少なくとも0.9メートル以上の部分に無色かつ透明なガラス窓を設ける等の措置をし、及び遮蔽物を設けないこと。この場合において、窓枠を設けるときは、その幅を0.1メートル以下とすること。

(ウ) 扉等を設ける場合は、これに錠を付けないこと。

シ 個室には、公衆浴場の外から見通すことができない構造設備とすること。

ス 個室その他の入浴者が直接利用する場所は、床面で30ルクス以上の照度とし、及び白色の照明を用いること。

セ 個室の照明の点滅装置は、当該個室の外に設け、及び一つのスイッチで全部を同時に点滅することができるものとすること。

ソ 個室には、入浴に必要なでない物を置かないこと。

タ 午前零時から日出時までの間は、営業しないこと。

チ 浴槽は、使用の都度湯を取り替えて清掃し、及び1日に1回以上消毒すること。

(2) 前号に規定する公衆浴場以外の公衆浴場に関する基準 前条（熱気室、蒸し室等のみを設置する公衆浴場にあつては、前条第1項第1号、第2号アからキまで及びス、第3号並びに第4号並びに第2項第1号ア、第2号、第3号、第4号ア、第5号、第6号及び第7号アからウまで）の規定を準用するほか、次に掲げるとおりとする。

ア 附帯施設を設置する場合は、入浴施設と明確に区分すること。

イ 浴衣類を貸与する場合は、入浴者1人ごとに取り替え、清潔なものを用い、及びこれを保管するための戸棚を適当な場所に設けること。

ウ 熱気室、蒸し室等のみを設置する公衆浴場には、浴室に適切な数の湯及び水の出るシャワーを設け、湯又は水であることを表示すること。

(責任者の設置)

第6条 法第2条の2第1項に規定する営業者（以下「営業者」という。）は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、公衆浴場ごとに責任者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら責任者となる場合は、この限りでない。

(基準の緩和等)

第7条 市長は、公衆浴場の規模、利用の目的、設置の場所の状況その他特別の理由により公衆衛生上及び風紀上支障がないと認める場合は、第4条第1項第2号イ及び第4号アに掲げる基準を緩和し、又は適用しないことができる。

(営業許可書の掲示)

第8条 営業者は、公衆浴場の入口その他の入浴者の見やすい場所に、法第2条第1項の許可に係る許可書を掲示しておかなければならない。

(手数料)

第9条 法第2条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該申請の時に、1件につき22,000円の手数料を納めなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浴場業に供している公衆浴場については、第4条第1項第2号サ、シ及びソ（第5条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日から当該公衆浴場に係る増築若しくは改築又は大規模な修繕が行われる日までの間は、適用しない。

3 前項の規定により第4条第1項第2号ソ（第5条において準用する場合を含む。）の規定が適用されない場合は、営業者は、回収した浴槽水を消毒し、並びに当該浴槽水を貯留する槽をおおむね1週間に1回以上清掃し、及び消毒しなければならない。

附 則 (令和2年3月27日条例第18号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。